

# ご存じですか？ 文書回答制度

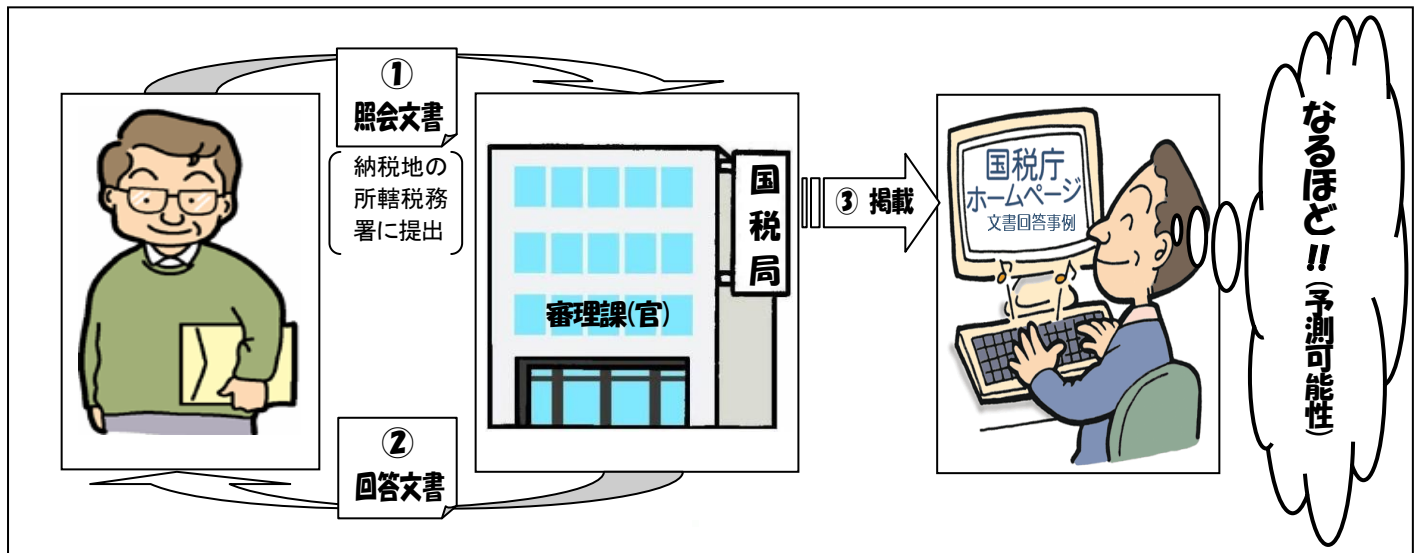
平成 21 年 10 月

## 【文書回答制度】

全国の国税局においては、納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対する回答を文書により行うとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

また、同業者団体等からの照会（その構成員が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

《 国税庁ホームページのアドレス : [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 》



## 【文書回答事例へのアクセス】

- ① まずは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】にアクセス。
- ② 「ホーム」画面が表示されたら、画面右側の「申告・納税手続」の「事前照会に対する文書回答」をクリック。
- ③ 「文書回答事例」画面が表示されたら、「税目別検索」の調べたい税目をクリック。
- ④ 税目ごとの事例目次が表示されます。
- ⑤ 調べたい事例をクリック。



※ 上記③の「文書回答事例」画面から、照会手続等についても調べることができます。

裏面に文書回答制度についてのQ&Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁

この社会あなたの税がいきている

## 文書回答制度についてのQ & A

### 問1 すべての税金に係る照会が文書回答の対象となるのですか。

答 国税に係る申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会に限られます。また、国税に係る申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会であっても、次のものは文書回答の対象とはなりません。

- ① 仮定の事実関係や複数の選択肢がある事実関係に基づくもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの
- ⑤ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

### 問2 受付の窓口はどこになるのですか。

答 事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門(個人課税(担当)部門、資産課税(担当)部門、法人課税(担当)部門)が受付窓口になります。

ただし、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。

- イ 国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する事前照会
  - ・・・・法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ロ 酒税に関する事前照会
  - ・・・・製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
- ハ 間接諸税(印紙税を除く。)に関する事前照会
  - ・・・・製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課

### 問3 照会及び回答の内容とあわせて、照会者名も公表されるのですか。

答 照会者から公表の申出がない限り、照会者名が公表されることはありません。

(注) 同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

### 問4 照会の途中で国税の申告期限等が経過した場合でも回答してもらえるのですか。

答 事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答(口頭での回答を含みます。)は行われません。

(注) 審査に要する期間や審査に必要な追加資料の用意に要する時間などを考慮してご照会ください。

### 問5 その他文書回答制度の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答 ○ 文書回答制度は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○ 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページでは、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等も掲載していますので、ご利用ください。